

税務課だより

■問い合わせ 税務課 ☎ 893-1118 / 吾北総合支所住民福祉課 ☎ 867-2300 / 本川総合支所住民福祉課 ☎ 869-2112

平成26年度から国民健康保険税の税率、基礎額などが改正されます

国民健康保険税は平成23年度に税率・基礎額などを改正しましたが、医療費の増加などにより健全な財政運営が困難な状況になり、税率・基礎額などの改正が必要になりました。国民健康保険事業を将来にわたり維持していくために必要な改正ですので、ご理解をお願いします。

<平成26年度国民健康保険税 試算例>

例①国民健康保険加入者1人(40歳)
所得33万円以下(給与の場合:給与収入98万円以下)
固定資産税なしの世帯の場合
年税額 18,700円(改正前)→ 20,200円(改正後)

例②国民健康保険加入者1人(40歳)
所得100万円(給与の場合:給与収入約166万8千円)
固定資産税なしの世帯の場合
年税額 139,400円(改正前)→ 147,200円(改正後)

課税区分		改正前	改正後	増加
医療分	所得割	6.7%	7.0%	0.3%
	資産割	20.0%	21.0%	1.0%
	均等割(1人につき)	21,000円	22,500円	1,500円
	平等割(1世帯につき)	15,000円	17,000円	2,000円
	賦課限度額	510,000円	510,000円	—
後期 高齢者 支援金分	所得割	2.2%	2.3%	0.1%
	資産割	8.0%	8.5%	0.5%
	均等割(1人につき)	7,000円	7,000円	—
	平等割(1世帯につき)	5,000円	6,000円	1,000円
	賦課限度額	140,000円	160,000円	20,000円
介護分 (40~64歳)	所得割	2.6%	2.6%	—
	資産割	10.0%	11.0%	1.0%
	均等割(1人につき)	9,000円	9,000円	—
	平等割(1世帯につき)	5,500円	6,000円	500円
	賦課限度額	120,000円	140,000円	20,000円

例③国民健康保険加入者2人(共に40歳)
所得200万円(所得者1人、給与の場合:給与収入約311万6千円)
固定資産税66,000円の世帯の場合
年税額 316,500円(改正前)→ 331,300円(改正後)

軽自動車税の減免申請手続きについて

身体障害者及び精神障害者に対する軽自動車税減免申請を受け付けます。対象となるのは、障害者本人名義(障害者が18歳未満の者、又は精神障害者にあつてはその者と生計を共にする者)の軽自動車です。申請は必ず5月26日(月)までに済ませてください。

なお、障害の等級などにより減免にならない場合

がありますので、詳しくは税務課、各総合支所住民福祉課までお問い合わせください。

▶注意

普通自動車税の減免を受ける方は軽自動車税は減免になりません。普通自動車税の減免は、県税事務所での取り扱いになります。

税制改正に伴い、平成26年度から住民税(町県民税)の均等割額が増額されます

- ▶目的 東日本大震災復興基本法の理念に基づき、地方公共団体が実施する防災の施策に必要な財源確保のための臨時措置として
- ▶期間 平成26年度から平成35年度までの10年間
- ▶内容 個人町民税均等割額と個人県民税均等割額のそれぞれに500円が加算されます。

	改正前	改正後
個人町民税	3,000円	3,500円
個人県民税	1,500円	2,000円
合計	4,500円	5,500円

森林環境税について

個人県民税(均等割)には、森林環境税500円が含まれています。森林環境税は、「森林環境の保全」のための事業や「県民参加の森づくり」を進めるための事業などに活用されます。

■問い合わせ

税に関する問い合わせ 高知県税務課 ☎ 823-9308
 使途に関する問い合わせ 高知県林業環境政策課 ☎ 821-4586